

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、医療機関等で診療を受ける際は、マイ保険証に移行し、健康保険の資格確認は、マイナンバーカードによるオンラインでの資格確認が基本となります。マイナンバーカードを取得していない方やマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしていない方にはマイナンバーカードによらず保険資格が確認できるように、「資格確認書」を交付します。またご自身のマイ保険証の利用が困難な方（障害がある方など）は、申請により資格確認書を交付します。

1 交付対象・手続き方法・交付時期

ケース	手続き方法	交付時期
①マイ保険証がない方 *1 令和6年11月までに健康保険証が交付済み 令和6年12月2日以降加入（定年再雇用および家族、内容変更含む）	手続き不要 加入手続き時に交付を希望してください	R7年11月予定 *2 随時
②マイ保険証での受診が困難な方*3	交付申請書提出	随時
③マイ保険証の利用登録解除を行った方*4	交付申請書提出	随時
④健康保険証を滅失棄損し、マイ保険証がない方	利用解除・交付申請書提出	随時
⑤マイナンバーカードを紛失・更新中の方	交付申請書提出	随時

*1 マイ保険証をお持ちの方には、資格確認書を発行できません。

*2 来年秋に詳細お知らせしますので、しばらくお待ちください。R7年11月までは現在の健康保険証が使用可能です。

国外転出者は、マイナンバーカードの国外継続利用手続きをしている場合を除き、マイナンバーカードを取得していない加入者に該当するため、健保組合への申請は必要なく資格確認書を交付します。

*3 要介護高齢者や障害者など介助者による支援を必要とし、マイ保険証での受診が困難な方が対象です。

*4 マイ保険証を持っていても利用する意思がない場合、「8マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除」を参照ください。

2 仕様 はがき型 紙

3 利用方法

資格確認書を医療機関に提示することで、ご自身の自己負担割合にてこれまで通り保険診療を受けることができます。

4 有効期限 資格確認書に記載の年月日まで（調整中のため、現時点予定）

①②③の場合、次年度末（R6.12.10受付→R8.3.31）

④⑤の場合、申請月2か月後の月末（R6.12.10受付→R7.2.28）

5 限度額適用認定証・限度額適用標準負担額減額認定証・高齢受給者証・特定疾病療養受療証の取扱い

①限度額適用認定証

マイ保険証がない方に限り、申請により交付します。

②限度額適用標準負担額減額認定証

被保険者本人が住民税非課税（海外出向を除く）の場合、申請が必要です

マイ保険証がない方に限り、申請により交付します。

③高齢受給者証

R7年11月まで高齢受給者証交付、R7年12月以降はマイ保険証または資格確認書にて受診

④特定疾病療養受療証

初回は申請が必要です。

マイ保険証がない方に限り、交付します。

6 資格確認書の返納

・有効期限前に資格喪失の場合は、必ず返納ください。

・有効期限が切れた場合は、ご自身で適正に処分ください。

・資格確認書交付後にマイ保険証取得が確認できた場合、資格確認書を返納いただきます。

7 資格確認書の（再）交付

次に該当の場合、申請により資格確認書を交付します。

（ただしR7.12.2時点で保険証を保有し、かつマイ保険証は保有していない場合の申請は必要ありません。）

1 マイナンバーカードを紛失

5 マイナンバーカードを作っていない

2 マイナンバーカードの更新手続き中

6 マイナンバーカードを返納した

3 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ

7 マイ保険証による受診には介助者のサポートが必要

4 マイナンバーカードを持っているが健康保険証利用登録をしていない

8 資格確認書を滅失棄損

※マイ保険証を保有しており、オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合は、交付対象となりません。

マイ保険証による受診が困難である特段の事情がなく念のため資格確認書を持ちたい理由での交付はできません。

8 マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除

マイナンバーカードを取得し健康保険の利用登録をしてあってもマイ保険証として利用する意思がない場合、

マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除の申請書および資格確認書交付申請書を健保組合へご提出ください。

マイ保険証は使用できなくなります。